

小牧市議会議案第 67 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 8 月 8 日提出

小牧市長 山下 史守朗

処分事項

令和元年度小牧市一般会計補正予算（第 3 号）について

小牧市専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 1 日専決

小牧市長 山 下 史守朗

令和元年度小牧市一般会計補正予算（第 3 号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,964,514 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		千円 1,064,347	千円 1,000	千円 1,065,347
	1 繰越金	1,064,347	1,000	1,065,347
歳 入 合 計		55,963,514	1,000	55,964,514

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 7,558,762	千円 1,000	千円 7,559,762
	6 保健体育費	951,679	1,000	952,679
歳 出 合 計		55,963,514	1,000	55,964,514